

## 第20号議案

加東市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例  
制定の件

加東市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年3月1日提出

加東市長 安田正義

加東市条例第 号

加東市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

加東市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例（平成18年加東市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の222.5」を「100分の215」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（令和4年6月に支給する期末手当に関する特例）

2 令和4年6月に支給する期末手当の額は、改正後の加東市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例第5条第2項の規定にかかわらず、この規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から、令和3年12月に支給された期末手当の額に222.5分の15を乗じて得た額（以下この項において「調整額」という。）を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

## 第20号議案 要旨

### 加東市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正（要旨）

#### 1 改正理由

令和3年における人事院及び兵庫県人事委員会の勧告（以下「勧告」という。）並びに国の対応を踏まえ、加東市においても、一般職の職員の期末手当を0.15月分引き下げるとともに、勧告による引下げに相当する額を令和4年6月に支給する期末手当の額から差し引くことに鑑み、議会の議員の期末手当についても同様の対応とすることから、所要の改正を行うものである。

#### 2 改正内容

- (1) 令和4年度以後に支給する6月期及び12月期の期末手当の支給月数をそれぞれ2.15月とすること。（第5条関係）
- (2) 令和3年12月に支給された期末手当の額に222.5分の15を乗じて得た額を調整額として、令和4年6月に支給する期末手当から差し引くこと。（改正附則関係）

#### 3 市財政への影響

年間1,720千円（うち制度改正分860千円、うち調整額分860千円）の支出減となる。

#### 4 施行期日 公布の日

## 新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在)において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額に<u>100分の222.5</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、加東市一般職の職員の給与に関する条例(平成18年加東市条例第43号。次条において「給与条例」という。)第31条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議長等で、当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議長等となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は、引き続き議長等の職にあつたものとみなす。</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第5条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、それぞれ前項の基準日現在(同項後段に規定する者にあつては、任期満了、辞職、失職、除名、死亡又は議会の解散によりその職を離れた日現在)において同項に規定する者が受けるべき議員報酬の月額に<u>100分の215</u>を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、加東市一般職の職員の給与に関する条例(平成18年加東市条例第43号。次条において「給与条例」という。)第31条第2項各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任期満了の日又は議会の解散による任期終了の日に在職した議長等で、当該任期満了又は議会の解散による選挙により再び議長等となったものの受ける当該期末手当に係る在職期間の計算については、これらの者は、引き続き議長等の職にあつたものとみなす。</p>